

財務省告示第三百十七号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成十八年七月二十五日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（五年）（第五十八 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で百六十六億円	百六十六億千百六十二万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年七月二十五日

十二 発行価格  
 十一 利率  
 十 年一・五パーセント  
 年金額につき百円七銭  
 年金積立金管理運用独立行政法  
 人の理事長は、払込金額に加え、  
 次の算式により算出した金額を  
 第十八号に規定する期日に払い  
 込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{35}{365}}$$

十三 初期利子  
 平成十八年十二月二十日を支払  
 期とし、次の算式により算出し  
 た金額を支払う。ただし、支払  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う（以  
 下、次号及び第十五号において  
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期利子  
 毎を六月二十日及び十二月二十  
 日を支払期とし、各支払期にお  
 いて、その日以前六月間に属す  
 る利子を支払う。  
 平成二十三年六月二十日  
 償還金額  
 償還期限  
 元利金支額  
 払込場所  
 平成十八年七月二十五日